

■報奨金（奨励金）

報奨金は、常時雇用している従業員数が100人以下になる月が8ヶ月以上で、一定数の身体障害者・知的障害者・精神障害者を雇用している事業主を支援する助成金です。

報奨金の金額は以下のように計算され、**障害を持つ従業員数に21,000円を乗じた金額が支給される仕組み**になっています。

報奨金の額＝(B－A) × 21, 000円

A→「各月毎の算定基礎日における常用雇用労働者数に4%を乗じて得た数(1人未満端数切り捨て)の合計数」
又は「72人」のいずれか多い数

B→ 各月毎の算定基礎日における常用障害者数の年度間合計数

(注)除外率設定業種の事業を行う事業主の方であっても、報奨金の額の算定に当たっては除外率は適用されません。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「事業主のみなさまへ令和6年度版ご案内」
より、報奨金の額の計算